

平成 24 年（2012 年） 4 月 18 日

請求人 X 様

札幌市監査委員	谷 本 雄 司
同	窪 田 もとむ
同	こんどう 和雄
同	谷 沢 俊 一

住民監査請求の取扱いについて（通知）

平成 24 年 3 月 30 日付けで、あなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）につきまして、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、下記の理由により住民監査請求の対象としては不適法と判断されますので、これを受理せず、却下します。

記

1 本件請求の要旨

請求人から提出された札幌市職員措置請求書の内容を要約すると、次のとおりである。

株式会社札幌ドーム（以下「㈱札幌ドーム」という。）へ札幌市職員 2 名（観光文化局スポーツ部の部長職、課長職）が退職派遣されているが、なぜ札幌市職員共済組合（以下「共済組合」という。）の共済年金に加入し続けているのか。市民が思うにはおかしいし、不当違法である。

㈱札幌ドームは平成 18 年度から事業所税を札幌市に納めることになったため、これに伴い、この年金制度に関する札幌市の条例は有効期限が平成 17 年度で終了している。

札幌市の損害としては、共済年金の事務を所管している共済組合年金課の職員の手間代、紙代、振込手数料等が挙げられる。

この 2 名は、健康保険については㈱札幌ドームの社会保険に加入しているにもかかわらず、年金は札幌市職員の共済年金に加入しているのは不思議である。健康保険と

年金はその扱いを同じくするべきであり、「郷には郷に従え」という言葉もある。

なぜ共済年金の掛金だけが、㈱札幌ドームから共済組合に毎月振り込まれているのか。誰が見てもわかりやすいルールを考えていただきたい。

2 本件請求に係る事実の確認

本件請求について調査したところ、次の事実が認められた。

(1) ㈱札幌ドームは、札幌市の公の施設である札幌ドームの指定管理者であり、平成23年度においては2名の札幌市職員（以下「退職派遣職員」という。）が派遣されている。この派遣は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）及び派遣法に関連して制定された札幌市条例・規則に基づき行われているものであり、退職派遣職員は札幌市を一旦退職した上で、㈱札幌ドームの職員として採用されている。

派遣時の健康保険についてみると、退職派遣職員が㈱札幌ドームの被用者である期間は、当該事業所に適用される協会管掌健康保険に加入することとなる。その一方で年金については、派遣期間満了時に退職派遣職員はあらためて札幌市職員として採用されることが原則となっていることから、派遣期間中は厚生年金保険に加入することなく、札幌市退職時に所属していた共済組合に継続加入することが定められている（派遣法第11条、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第140条第1項）。

(2) 共済組合では、厚生年金の保険料（労働者と事業主が折半して負担）に相当するものとして、長期給付事業に係る組合員掛金と地方公共団体負担金を徴収することで、いわゆる共済年金を運営している。通常の場合は、組合員掛金を労働者である札幌市職員が負担し、地方公共団体負担金を札幌市が負担するが、退職派遣職員については、組合員掛金はそのまま退職した本人負担となり、地方公共団体負担金はその派遣先である㈱札幌ドームが負担することとされている（派遣法第11条、地方公務員等共済組合法第140条第1項及び第113条第2項）。そのため、退職派遣職員の共済年金に係る組合員掛金（退職派遣職員の給与から控除）と㈱札幌ドームの負担金をあわせた合計額が、㈱札幌ドームから共済組合に対して毎月振り込まれている。

3 監査委員の判断

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実をその対象とし、それにより地方自治体が被った損害を補てんするために必要な措置を講ずることを請求し得る制度である。

しかし、本件請求の趣旨は、共済組合が運営する共済年金に退職派遣職員が継続加入していることは不当違法であるというものであり、これは札幌市の財務会計上の行為又は怠る事実を対象としているとは認められない。

請求人は札幌市の財産的損害についても言及はしているが、請求人から提出された措置請求書その他の資料等を総合しても、財産的損害が住民監査請求の対象として個別的・具体的に摘示されているとは認められず、請求対象の特定を欠いている。さらに上記 2 の事実を鑑みても、請求人が述べるような経費の支出や費用負担が札幌市に生じているとは考えられない。

請求人の主張は、退職派遣職員に適用される年金の制度に関して疑問を呈し、年金制度の見直しやわかりやすいルールの設定を求めているものと判断されるが、このような請求内容は、派遣に伴う年金制度そのものに問題があるとしてその是正を求めるものであり、住民監査請求の趣旨には合致しないものといわなければならない。

よって、本件請求は、地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法なものと判断する。